

【事業者向けシステムQA】

No.	質問	回答
1	WEB認定申請可能な保証認定の種類は	セーフティネット4号・5号及び危機関連保証がWEB認定申請可能です。
2	金融機関の代理申請は可能か	セーフティネット4号・5号及び危機関連保証については、金融機関によるWEBでの代理申請を受け付けております。
3	創業1年未満や業態拡大等による緩和措置の場合、インターネットで申請可能か	Web申請システムでは対応しておりませんので、金融機関によるワンストップ手続きを利用されるか、直接会場にご来場ください
4	Web申請をしたいがどうすればよいか	まずは必要書類をお手元にご用意ください。必要書類・手順については、ホームページの記載をご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/websinsei.html ※セーフティネット5号を申請する場合、営んでいる業種が指定業種となっている必要があります。申請前に以下のページから業種の分類コード（4桁の番号）をご確認のうえご申請ください。 (e-Stat 政府統計の総合窓口ページ) https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10
5	必要書類は何を揃えればよいか	①横浜市内における事業実態が確認できる資料 ②売上高の確認資料 が必要となります。 詳細はホームページの記載をご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html (セーフティネット)
6	履歴事項全部証明書or青色申告書で市内の事業所の住所がわからない場合、どうしたらよいか	横浜市で事業実態が確認できる書類をお付けください。 (例) 賃貸契約書、横浜市の納税証明書、営業許可書等
7	スキャナがない場合はどうしたらよいか	スマートフォン等、写真で撮った画像データを添付してください。
8	申請から認定書が発行されるまでどのくらいかかるのか	原則当日～翌営業日に対応しています。申請の状況によっては多少前後することがあると思います。
9	どのようなメールが届くのか	申請完了時と交付物発行時（審査完了時）、及び対応完了時（原本交付準備完了時）に、それぞれメールが届きます。 送信者： noreply@mail.graffer.jp 件名：横浜市 危機関連 （又はセーフティネット4・5号）認定申請 申請完了（交付物発行完了又は対応完了）のお知らせ ※ドメイン指定設定があると届かない可能性がありますので、「@mail.graffer.jp」の受信設定をお願いします。
10	申請したが、メールが届かないのはなぜか	申請時に完了メールをお送りしています。ドメイン指定が設定されている場合、メールが届かない可能性があるため「@mail.graffer.jp」の受信設定をお願いします。
11	申請した内容に誤りがあったため修正したいが、どうしたらよいか	一度申請したデータは修正できません。お手数ですが申請一覧から当該申請を開いていただき、「この申請を元に新規申請」のボタンから再度申請をしてください。 なお、誤りのあった申請は、横浜市で取り消す処理が必要となりますので、申請番号（後ろの7桁）と会社名を下記あてにご連絡ください。 お問合せ先：045-671-2592（横浜市経済局金融課）
12	来場しなくても認定書を受け取れるのか	交付物発行メールが届きましたら、申請者詳細画面の交付物欄に認定書の写しがアップロードされており、ダウンロードをして、印刷していただくことで、原本と同様に融資手続きにご利用いただけます。
13	認定書の原本が必要な場合はどうしたらよいか	対応完了メールが届いていることをご確認の上、発行日(対応完了日)から30日以内に認定会場でお受け取りください。 なお、原本お受け取りの際は、ご本人確認をさせていただきますので、認定書の写し（画像も可）と、ご本人確認資料を忘れずにお持ちください。
14	認定書原本を受け取る際の本人確認書類とはなにか	名刺、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等、いずれかをお持ちください。
15	システムの操作について聞きたい	システムの操作に関するお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。 お問合せ先：045-671-2592（横浜市経済局金融課）
16	【セーフティネット5号】 業種分類がどれに当てはまるか分からない	営んでいる業種がどの分類にあたるか不明な場合等は、以下のFAQページを参考にしてください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/contact.htm
17	【セーフティネット5号】 複数の業種を営んでいる場合はどうすればよいか	事業全体における割合がきわめて小さいものを除き、営んでいるすべての業種をご入力ください。その際、事業全体における割合が大きいものを「主たる業種」欄に、他の業種は「従たる業種」欄を適宜追加してご入力ください。 なお、営んでいる事業の中に非指定業種が含まれている場合は、Web認定申請は利用できません。

18	【セーフティネット5号】 事業内容には何を書くのか	審査において、事業の内容が申告された業種と合致しているかを判断します。どのように売上をあげているのかご記入ください。 (例) 【建設業の場合】 ・元請け業者から、主に建売住宅の基礎工事を請け負っている。 ・主に個人の顧客からリフォーム一式工事を受注している。 【卸売業の場合】 ・婦人用の洋服を小売店向けに製造販売している。製造は外部工場に委託している。 ・飲食店向けにお茶の販売をしている。また、自社HPでオンライン販売も行っている。
----	-------------------------------------	---